

千葉市文化センターにおける施設利用料金の改定誤りについて

千葉市文化センターにおいて、令和8年4月1日からの利用料金の改定内容の一部に誤りがありましたので、お知らせします。

このたびは、利用者の皆さまにご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

1 概要

(1) 改定誤りの内容

令和7年6月開催の第2回定例会において、1日当たりの施設利用料金（9：00～22：00）について、物価上昇分を考慮して旧料金から増加率を概ね1.3倍とする考え方に基づき、「千葉市文化センター設置管理条例」を改正し、令和8年4月1日から文化センターの利用料金を改定した。

条例では、利用区分ごとの利用料金について上限額等の具体的な規定を設けておらず、当該施設の指定管理者である公益財団法人千葉市文化振興財団（以下、「財団」）が利用料金を提案し、市が承認することで利用区分ごとの料金を設定している。

今回の料金設定では、各利用区分の料金について旧料金から概ね1.3倍とする改定を想定していたが、一部の利用区分の料金が想定より超過または不足する改定となった。

【例】アートホール利用料金（平日）

利用区分	旧料金	現行料金	
		金額	増加率
9:00～12:00	17,790円	31,860円	1.79
13:00～17:00	35,640円	44,600円	1.25
18:00～22:00	44,600円	50,970円	1.14
9:00～22:00	98,030円	127,430円	1.30

・旧料金は令和8年3月31日まで、現行料金は令和8年4月1日からの料金
・1日あたりの金額(9:00～22:00)は条例で定める金額の範囲内

(2) 発覚した経緯

4月2日に市職員が料金表を改めて確認した際、各利用区分の利用料金が想定していた金額（概ね1.3倍）と異なっていることに気付き、財団に確認して発覚した。

2 原因

財団内で条例改正の趣旨が十分に認識されないまま料金が設定され、確認も十分に行われずに市に提案された。

また、市側も利用区分ごとの料金設定の確認が不十分なまま承認を行った。

3 過徴収額（返還対象となる額）

計 89,540円（16団体（22件））

※令和8年4月1日～13日までの施設利用者および予約者

※4月14日以降は利用料金の収受を一時的に保留している（施設利用は可能）

4 今後の対応

旧料金から概ね1.3倍の利用料金となるよう、5月1日に料金改定を行う。また、利用者への影響を考慮し以下のとおり対応する。

(1) 想定よりも高い金額となった利用区分

令和8年4月1日に遡及して料金改定を行う。また、過徴収額は財団から速やかに対象者に返還する。

(2) 想定よりも低い金額となった利用区分

周知期間を考慮し、令和8年6月1日から料金改定を適用する。

【例】アートホール利用料金（平日）

現行の額				改定後の額			
利用区分	旧料金	現行料金	増加率	新料金	増加率	適用日	
平日	9:00~12:00	17,790円	31,860円	1.79	23,120円	1.30	4/1(遡及)
	13:00~17:00	35,640円	44,600円	1.25	46,330円	1.30	6/1
	18:00~22:00	44,600円	50,970円	1.14	57,980円	1.30	6/1
	9:00~22:00	98,030円	127,430円	1.30	127,430円	1.30	変更なし

・増加率は、旧料金(令和8年3月までの料金)との比較

5 再発防止の取り組み

(1) 利用料金の改定は、利用者に影響の大きい重要な決定であることから、改定内容について、複数のチェック体制を取るなど、慎重に対応するよう、改めて本市から財団に対して指導を行った。

(2) 本市から利用料金を提案する指定管理者に対し、利用料金の改定を伴う関係規定の改正趣旨等について、実務担当者を含め事前説明を丁寧に行い、認識の齟齬による過大・過小な料金が生じないよう徹底する。

(3) 指定管理者から提案された利用料金の承認を行うに当たり、本市として、すべての料金について担当者および管理職など複数のチェックを徹底する。